

一般社団法人日本昔ばなし協会定款

令和 1年12月16日 作成

謄本

一般社団法人日本昔ばなし協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本昔ばなし協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、広く一般市民に対して、各地の昔ばなしの発掘と伝承、人材の育成、情報の共有と提供及び地域社会への貢献活動等を行い、伝統文化の振興と社会教育の推進及び地域の活性化を目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- 1 日本昔ばなし、伝統文化、芸術等の普及、啓発及び振興に関する事業
- 2 地域活性化についての調査、研究、情報の提供に関する事業
- 3 広告宣伝、プロモーション等に関する企画、立案、実施及びコンサルティングに関する事業
- 4 各種人材の育成、教育、指導、マネジメント及びプロモートに関する事業
- 5 資料、文献、写真、動画等の調査、研究、記録、収集、加工、編集、売買、管理及び保存に関する事業
- 6 出版業並びに会報、書籍、雑誌等の企画、デザイン、編集、印刷、制作、発行及び販売に関する事業
- 7 映画、映像、テレビ、ラジオ番組、演劇等の企画、制作、演出、編集、販売及び輸出入に関する事業
- 8 ウェブサイト、ウェブコンテンツ等の企画、開発、制作、構築、販売、運営、配信及び保守管理に関する事業
- 9 各種検定、資格試験の企画、立案、運営、実施及び資格認定に関する事業
- 10 各種セミナー、講演会、交流会、演奏会、舞台、イベント等の企画、立案、実施及び運営に関する事業
- 11 オリジナルグッズ、各種物品等の企画、開発、立案、デザイン、製作、販売、卸及び輸出入に関する事業
- 12 飲食店業
- 13 食料品、飲料品、加工食品、酒類の企画、開発、製造、加工、販売、卸及び輸出入に関する事業
- 14 医薬品、医薬部外品、医療用機械器具、医療用消耗品等の企画、製作、販売、卸及び輸出入に関する事業
- 15 娯楽施設、博物館、資料館その他各種施設等の企画、立案、設計、運営及び管理に関する事業
- 16 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理に関する事業
- 17 関係団体、個人等に対する連絡、協力、調整、連携、交流、提言及び支援に関する事業
- 18 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 2 章 会 員

(入会及び会員区分)

第 5 条 当法人の会員は次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は社員総会において定める。
- 3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(資格の喪失)

第 7 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他法的倒産手続開始の申立、又は清算手続、任意整理手続の開始があったとき。
- (5) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。
- (6) 除名されたとき。

(除名)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 社員総会

(構成)

第9条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(定時社員総会の招集時期)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。

(社員総会の招集権者)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権の数)

第13条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 理事

(理事の員数)

第15条 当法人の理事は、1名以上とする。

(理事の任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第17条 当法人の理事が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第18条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第19条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第20条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 21 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 22 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの年 1 期とする。

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 23 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 2 年 10 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 24 条 当法人の設立時理事は、次のとおりである。

設立時理事 沼田 心之介

(設立時社員)

第 25 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 沼田 心之介

設立時社員 沼田 一美

(法令の準拠)

第 26 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本昔ばなし協会の設立のため、設立時社員沼田心之介、同沼田一美の定款作成代理人である行政書士林洋志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 1 年 12 月 16 日

設立時社員 沼田 心之介

設立時社員 沼田 一美

定款作成代理人 行政書士 林 洋志



